

令和9年度税制改正等に関する アンケート調査

参考資料

2026年6月
産業政策第一部

目次

<u>(はじめに) 令和9年度税制改正の主な検討課題</u>	P. 2
<u>I. 円滑な事業承継に資する税制</u>	
・ 事業承継税制 (特例措置)	P. 3
<u>II. 人手不足に対する取り組み</u>	
・ 中小企業向け賃上げ促進税制	P. 9
<u>III. 稼ぐ力の強化に向けた税制</u>	
・ 設備投資減税 (中小企業経営強化税制、中小企業投資促進税制、償却資産に係る 固定資産税の軽減措置、中小企業防災・減災投資促進税制)	P. 10
<u>IV. わが国のビジネス環境整備に資する税制</u>	
・ 法人税率の軽減措置	P. 14
・ 交際費課税の特例	P. 15
<u>IV. 飲食料品に係る消費税減税</u>	
・ 消費税率引下げが行われた場合に想定される影響	P. 16
・ 消費税率引下げが行われた場合に想定される影響 (具体例)	P. 17

令和8年度末(2027年3月末)に期限切れを迎える主な租税特別措置

②

税制名	概要
法人版事業承継税制(特例措置)	後継者が非上場株式等を承継する際の相続税・贈与税を納税猶予・免除する措置。10年間の時限措置。
賃上げ促進税制	従業員の給与等支給額の増加額(賃上げ額)の最大35%控除可能。 ※中小企業は5年間の繰越控除措置あり
中小企業経営強化税制	経営力向上計画に基づく設備投資について、即時償却または税額控除(10%または7%)が可能。※R7年度税制改正で、拡充され建物が対象に追加。
中小企業投資促進税制	一定の機械装置等を導入した場合、特別償却(30%)または税額控除(7%)が可能。
固定資産税の特例	先端設備等導入計画に基づく設備投資について、賃上げ表明に応じて固定資産税を軽減。(1.5%以上:3年・1/2軽減、3%以上:5年・3/4軽減)
中小企業の法人税率の軽減措置	年800万円以下の所得について19%→15%に軽減
中小企業防災・減災投資促進税制	中小企業等経営強化法の認定事業継続力強化計画等に基づく設備投資について、特別償却(16%)の適用が可能。
交際費課税の特例	年800万円までの交際費の全額損金算入、又は接待飲食費の50%の損金算入の選択適用が可能。
商業地等に係る固定資産税等の条例減額制度	3年ごとの土地の評価替えに際して、価格の変動に伴う税負担の激変を緩和を目的に、商業地等の固定資産税等の負担を調整する措置。

法人版事業承継税制の概要（特例措置と一般措置の比較）

- 法人版事業承継税制には、「一般措置」と「特例措置」の2つの制度が併存。
- 特例措置については、事前の計画策定や適用期限等が設けられているが、納税猶予の対象となる非上場株式等の制限（総株式数の最大3分の2まで）の撤廃や納税猶予割合の引上げ（80%から100%）等の優遇がある。

	特例措置	一般措置
事前の計画策定等	特例承継計画の提出 (2018年4月1日から 2027年9月30日まで)	不要
適用期限	10年以内の贈与・相続等 (2018年1月1日から 2027年12月31日まで)	なし
対象株式	全株式	総株式数の最大3分の2まで
納税猶予割合	100%	贈与：100% 相続：80%
承継パターン	複数の株主から 最大3人 の後継者	複数の株主から1人の後継者
雇用確保要件	弾力化 〔雇用維持要件は実質撤廃され、雇用5年平均80%を下回る場合でも猶予税額は納付不要〕	承継後5年間 平均8割の雇用維持が必要
事業の継続が困難な事由が生じた場合の免除	あり 〔株式売却、廃業時点の株価で税額を再計算し、承継時との差額を免除〕	なし
相続時精算課税の適用	60歳以上の者から 18歳以上の者 への贈与	60歳以上の者から18歳以上の推定相続人（直系卑属）・孫への贈与

出典：国税庁「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予・免除のあらまし」を基に事務局作成

令和8年度与党税制改正大綱

(2025年12月19日公表)

法人版事業承継税制（特例措置）について（中略）適用期限到来後のあり方については、世代交代の停滞や地域経済の成長への影響に係る懸念に加えて、本措置の適用状況や課税の公平性等の観点も踏まえて多角的な検討を行い、令和9年度税制改正において結論を得る。

事業承継税制特例措置（事業承継における納税の課題）

事業承継における納税の課題

- 相続税・贈与税は、原則、現金一括納付
- 納税資金を会社から借り入れたり、不要な資産を購入して株価を引き下げるなど、会社から多額の資金が流出することが問題に

事業を継ぐ時点で
マイナススタート...



商工会議所

税制等が円滑な事業承継を阻害することのないように配慮すべき

(平成20年度税制改正に関する要望)

⇒ 2008年（平成20年）に「事業承継税制（一般措置）」創設
2018年（平成30年）に「事業承継税制（特例措置）」創設

事業承継税制特例措置の特徴

- 事業承継時の贈与税・相続税による現金負担がゼロになる画期的な措置
- 後継者が事業承継税制を適用して、次世代に承継した場合は猶予された税額が免除される

【事業承継税制のモデルケース】



先代 A

① 特例を使って贈与

自社株式



後継者 B

① 贈与税が
100%猶予



② 事業継続（5年間以上）



後継者 B

③ 一般措置を使って贈与

自社株式



次の後継者 C

③ A→B の贈与税が免除!
さらに B→C の贈与税が一部猶予

事業承継税制特例措置（特例措置と一般措置の税負担額の差）

- 特例措置では、自社株を贈与・相続するときの税負担はゼロ（全額納税猶予）となるが、一般措置は一部しか納税猶予されず、税負担が発生


先代経営者の死亡により、子2人が相続するケース

息子A(後継者)  **自社株式 (5億円)**

全株式を承継できたけど、現金化できる資産がない...

株券

息子Aと娘Bに相続が発生

娘B 

相続税を納税すると残るのは自宅だけね...

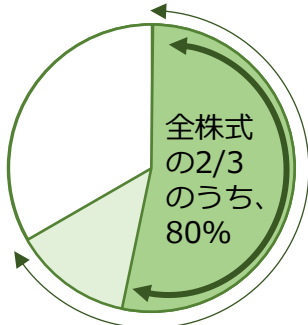
不動産(3億円)と現金・保険金(2億円)

息子Aの相続税額	
	一般措置
取得財産	5億円
相続税額	1億9,750万円
猶予税額	△1億348万円
納付税額	9,402万円

娘Bの相続税額	
	5億円
取得財産	不動産：3億円 現金・保険金：2億円
納付税額	1億9,750万円

⇒一般措置では、株式の相続時に**約1億円の納税が必要!**
 ⇒納税のため借金する必要があるなど、**事業を承継しようとするマインドが低下する**だけでなく、納税資金のため会社にキャッシュアウトが生じる場合、**成長に向けた投資や賃上げの原資を大きく毀損すること!**

【参考】一般措置における実質的な猶予割合



全株式の2/3のうち、80%

全株式の2/3

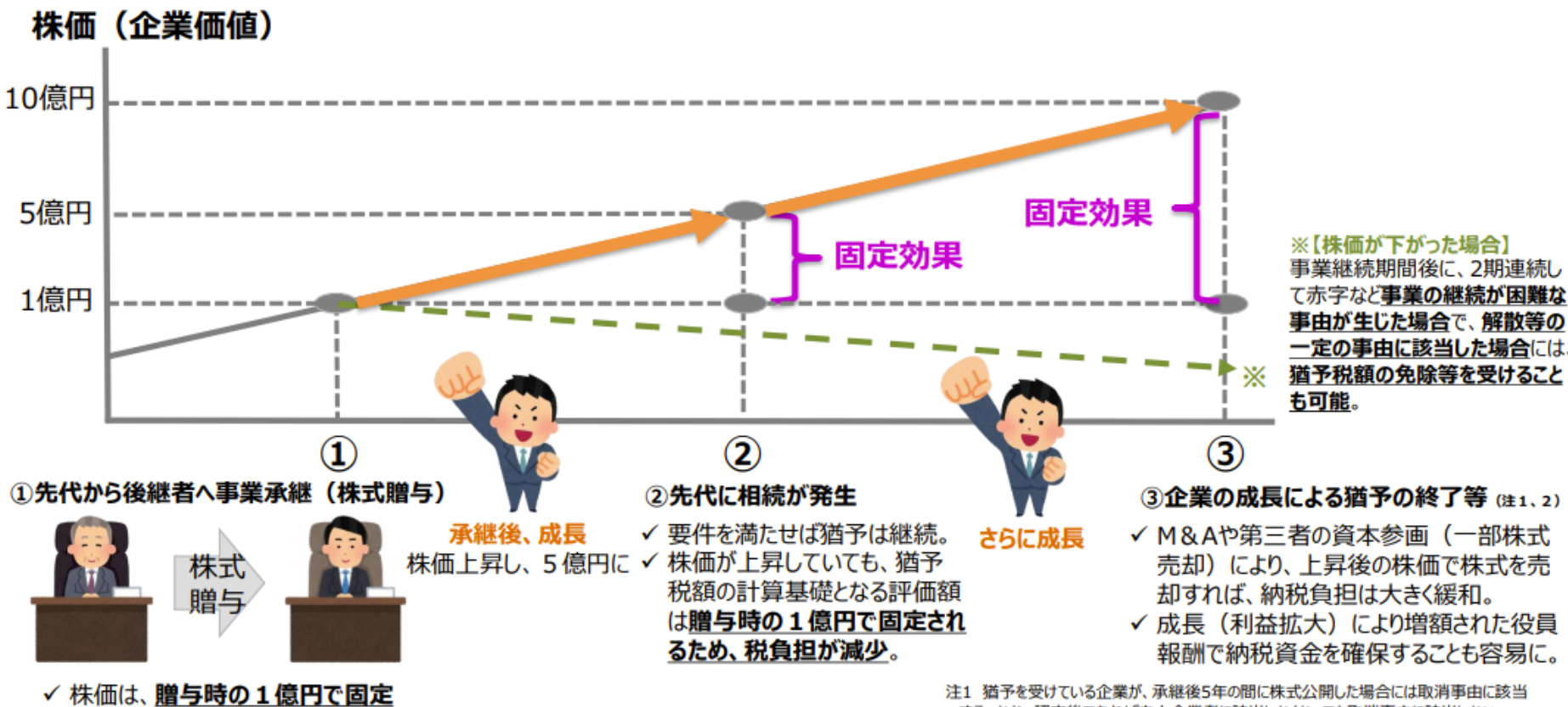
相続の場合、全株式の2/3を対象に、80%（贈与100%）を納税猶予する

⇒約53% (2/3×80%) の猶予にすぎない

事業承継税制特例措置（株価固定効果）

- 事業承継税制では、**承継（株式贈与）時に税額猶予の対象となる株式価額が固定され、その後の株式価値の上昇は猶予税額に反映されない**
- **成長（企業価値の上昇）が実現すれば税負担が緩和されるため、成長志向の後継者にとってメリットが大きい税制**となっている。

事業承継税制を活適用した場合の株価固定効果のイメージ



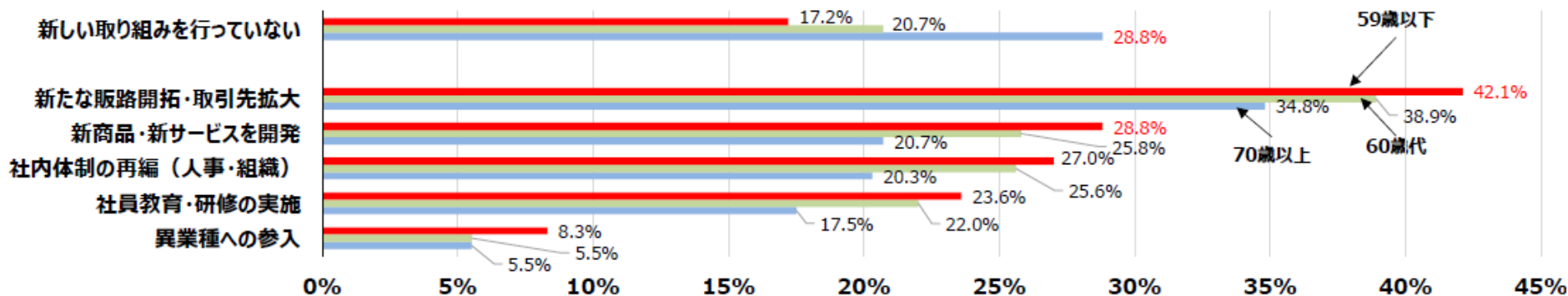
- ② 先代に相続が発生
- ✓ 要件を満たせば猶予は継続。
 - ✓ 株価が上昇していても、猶予税額の計算基礎となる評価額は贈与時の1億円で固定されるため、税負担が減少。

注1 猶予を受けている企業が、承継後5年の間に株式公開した場合には取消事由に該当する。なお、認定後であれば中小企業者に該当しなくなっても取消事由に該当しない。
注2 後継者から次の後継者に事業承継税制を適用して株式を贈与する場合は、当該贈与時点の株価で猶予税額を再計算する。

事業承継税制特例措置（活用効果）

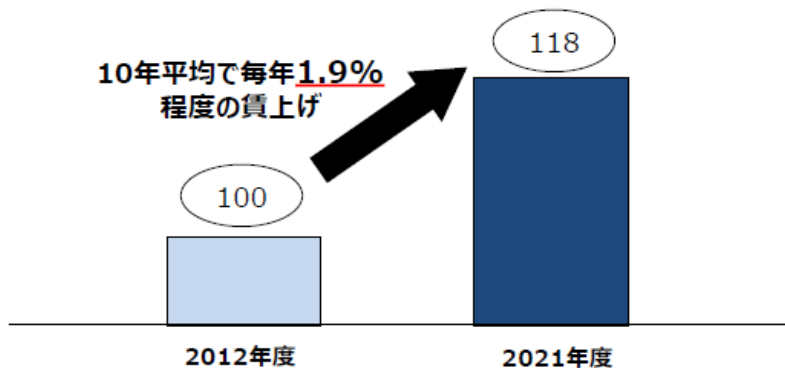
- 若い経営者の方がより長い時間軸の中で、新たな取組に挑戦する傾向がある。
- 2018年度以降、事業承継税制（特例措置）を活用し、後継者が承継した後は、更なる事業の発展、成長に取組んでおり、引き続き賃上げを実施し、売上高の増加も継続している。

【代表者年齢別 事業における新たな取組（複数回答）】



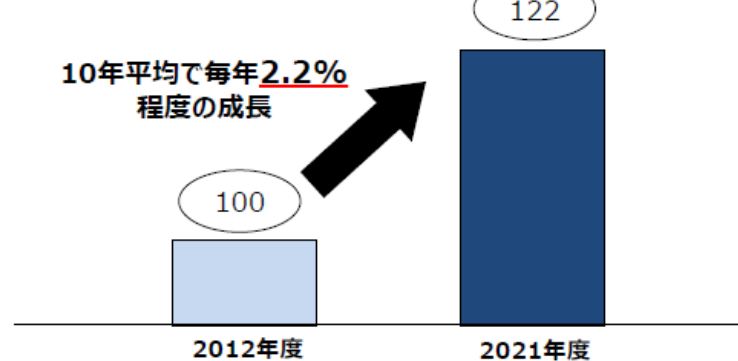
（注）2023年7月14日-8月10日にかけて、各商工会議所の会員企業に対して実施したアンケート調査の結果（4,062社が回答）。
 （出所）日本商工会議所「事業承継に関する実態アンケート」（2024年3月22日公表）を基に作成。

賃上げ（名目賃金ベース）の推移



（注1）2012年度を100とした数値、中央値を集計
 （注2）経営者年齢が60歳以上の事業者（従業員数5人以上）では、**年平均0.9%**の賃上げ率。

売上高の推移



（注1）2012年度を100とした数値、中央値を集計
 （注2）経営者年齢が60歳以上の事業者（従業員数5人以上）では、**年平均1.7%**の売上増加率。

○ 取引相場のない株式の評価に関する有識者会議

- 会計検査院の指摘を受け、国税庁が非上場株式の評価方法の見直しに向けた有識者会議を設置
令和9年度税制改正に盛り込むため、2026年4月以降、複数回開催され、日本商工会議所も会議に参画している

会計検査院による指摘

<概要>

- 2020年、21年の申告に対する抽出検査の結果から、原則的評価方式および特例的評価方式の問題を指摘

<原則的評価方式の問題点>

- 純資産価額方式と類似業種比準方式との間で、約4倍程度の大きな乖離が見られる
- この乖離の背景として、制定当初よりも類似業種比準方式が低く算定されるようになり、純資産価額方式との間の差が拡大したものと推察される
- 検査対象の多くが、配当金が類似業種と比較して低い、または計上しておらず、実質的に2つしかない批准要素の合計を3で除すこととなっている

<特例的評価方式の問題点>

- 株式買取請求等で適用する配当還元方式において、通達制定当時よりも低く算定されている恐れがある
- 現在の金利水準は制度制定時と比較して大幅に低下しているものの、現行の還元率（10%）は、制度制定以降、一度も見直されていない

中小企業向け賃上げ促進税制

- 従業員等の給与増加額（賃上げ額）の最大35%を税額控除できる特例措置
- 令和6年度税制改正で、繰越控除措置の創設などの拡充とともに3年間延長されたが、租税特別措置の見直しのため、令和8年度税制改正で議論され、最終的に大企業向け・中堅企業向けが見直される中、中小企業向けは要件等の変更なく維持・継続された

【制度の概要】

中小企業向けの要件等は変更なし

**中堅企業向けは
2026年度末で廃止**

控除上限：法人税額等の20%

	中小企業 (資本金1億円以下)		中堅企業 (従業員数2,000人以下)		大企業
	要件	税額控除率 (最大35%)	要件	税額控除率 (最大30%)	
基本	雇用者全体の 給与総額増加率 +1.5%以上	給与増加額 ×15%	継続雇用者の 給与総額増加率 +4%以上 (※1)	給与増加額 ×10%	2025年度末 で廃止
繰越控除措置	繰越期間5年間(※2)		見直し	見直し	
上乗せ① (賃上げ)	対前年度 +2.5%以上	+15%	対前年度 +5%以上 対前年度 +6%以上	+5% +10%	
上乗せ② (両立支援等)	「くるみん認定」または「えるぼし認定」の認定を受けた企業は+5%上乗せ(※3)				

教育訓練費の増加に係る上乗せ措置は、中小・中堅企業ともに、2025年度末で廃止

- (※1) 「資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上の企業」については、マルチステークホルダー方針を公表していることが必要
 (※2) 繰越税額控除をする事業年度において、全雇用者の給与等支給額が前年度より増加している場合に限り、適用可能
 (※3) 中小企業は「くるみん or えるぼし二段階目以上」、中堅企業は「プラチナくるみん or えるぼし三段階目以上」
 2024年4月1日以降の認定が対象。



くるみんHP



えるぼしHP

中小企業経営強化税制

● 中小企業経営強化税制は、中小企業の稼ぐ力を向上させる取組を支援するため、中小企業等経営強化法の認定を受けた「経営力向上計画」に基づく設備投資について、即時償却または税額控除（10%）（※）のいずれかの適用を認める措置 ※資本金3,000万円超の中小企業者等の税額控除率は7%

【中小企業経営強化税制の概要】

※1：資本金3,000万円超の中小企業者等の税額控除率は7%
 ※2：「経営力向上計画」を策定し、所管省庁窓口申請することが必要 ➡

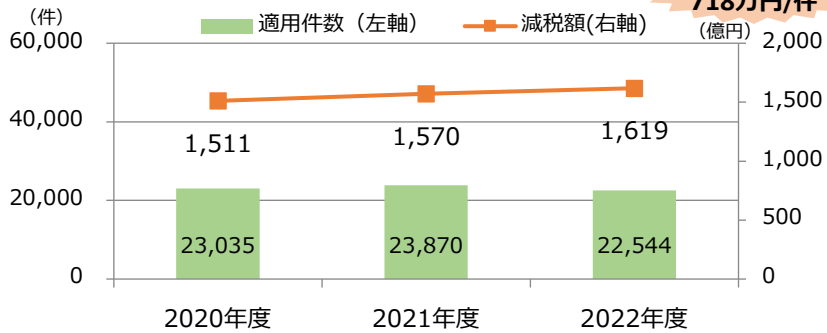


類型	要件	確認者	対象設備（※）
生産性向上設備 (A類型)	生産性 ※ が旧モデル比平均1%以上向上する設備 ※単位時間当たり生産量、歩留まり率、投資コスト削減率のいずれか	工業会等	◆機械装置（160万円以上） ◆工具（40万円以上） ※A類型は、測定工具又は検査工具に限る
収益力強化設備 (B類型)	投資利益率 ※ が年平均7%以上の投資計画に係る設備 ※計算に使う期間は、投資設備中の最長の減価償却期間に合わせる	経済産業局	◆器具備品（40万円以上） ◆建物附属設備（60万円以上） ◆ソフトウェア（70万円以上） ※A類型は、設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するものに限る
経営資源集約化設備 (D類型)	修正ROAまたは有形固定資産回転率が一定割合以上の投資計画に係る設備		上記に加え、 ◆建物及びその附属設備（1000万円以上）
経営規模拡大設備 (E類型)	・投資利益率が年平均7%以上 ・売上高100億円超を目指すロードマップの作製 ・最低投資額が1億円 or 前年度売上高5%以上 等		

※（その他の要件）・生産等設備を構成するもの（事務用器具備品・本店・寄宿舍等に係る建物附属設備、福利厚生施設に係るものは対象外）
 ・国内への投資であること ・中古資産・貸付資産でないこと 等

【中小企業経営強化税制の活用実績】

平均減税額
718万円/件



出典：財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(令和6年2月国会提出)」

【対象設備等について】

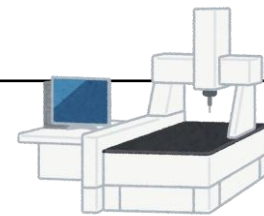
- ※1… B類型・D類型は税理士・公認会計士の事前確認が必要
- ※2… 発電用の機械装置、建物附属設備は、発電量のうち、販売を行うことが見込まれる量の占める割合が1/2を超える発電設備等を除く。また、発電設備等について税制措置を適用する場合、経営力向上計画の認定申請時に報告書の提出が必要
- ※3… 医療保健業を行う事業者が取得または製作をする器具備品（医療機器に限る）、建物附属設備を除く
- ※4… ソフトウェアは、複製して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のもの等は除く
- ※5… コインランドリー業（主要な事業であるものを除く）の用に供す機械装置でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものまたは暗号資産マイニング業の用に供する資産を除く

中小企業投資促進税制

- 一定の機械装置等の対象設備を取得や製作等した場合に、取得価額の30%の特別償却または7%の税額控除が選択適用できる措置 ※税額控除は資本金3,000万円以下の中小企業者等のみ

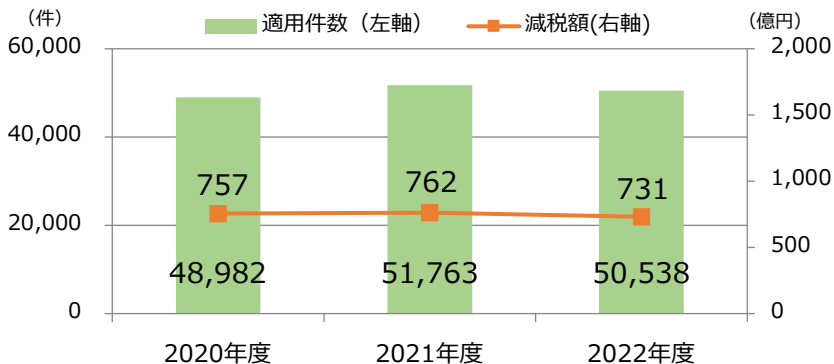
【中小企業投資促進税制の概要】

対象者	中小企業者等（資本金1億円以下の法人、従業員1,000人以下の個人事業主等）
対象業種	ほぼ全ての業種（娯楽業、風俗業を除く）
対象設備 （※1）	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 機械装置（1台160万円以上） ◆ 測定工具及び検査工具（1台120万円以上、1台40万円以上かつ複数台合計120万円以上） ◆ 一定のソフトウェア（一のソフトウェアが70万円以上、複数台合計70万円以上） ※複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のもの等は除く ◆ 貨物自動車（車両総重量3.5トン以上） ◆ 内航船舶（取得価格の75%が対象）（※2）



【中小企業投資促進税制の活用実績】

平均減税額
144万円/件



※1…以下は対象外

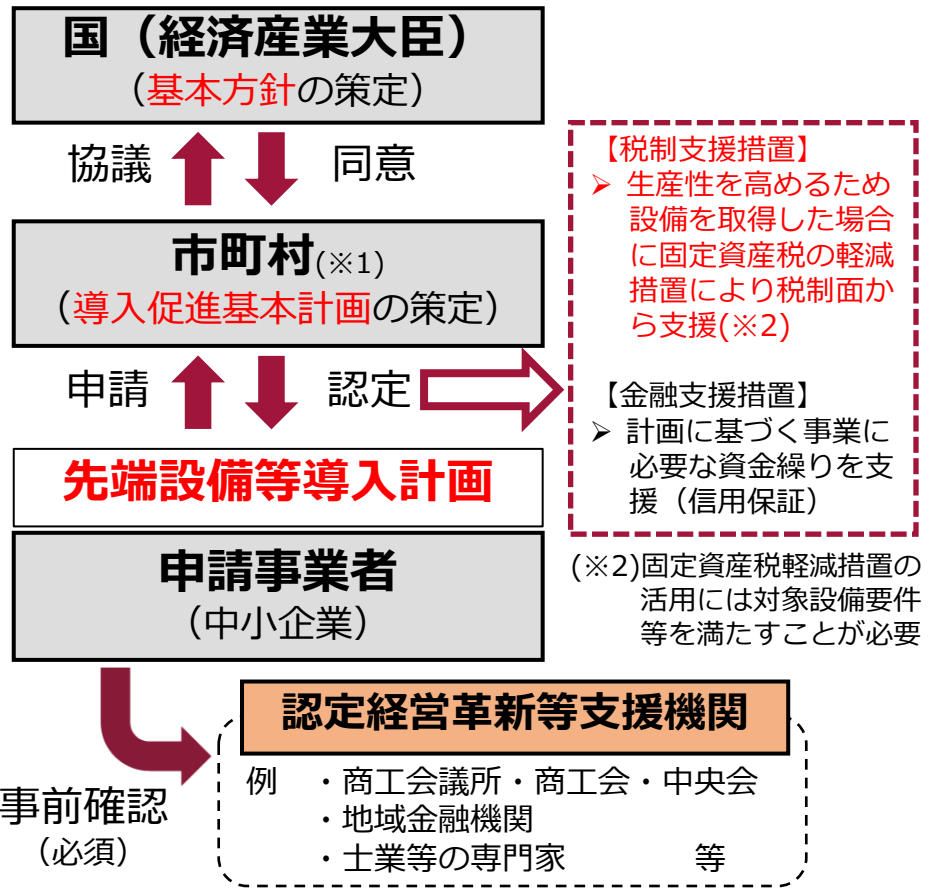
- ①中古品
- ②貸付の用に供する設備
- ③匿名組合契約等の目的である事業の用に供する設備
- ④コインランドリー業（主要な事業であるものを除く）
の用に供す機械装置でその管理のおおむね全部を他の者に委託するもの

※2…総トン数500トン以上の内航船舶については、船舶の環境への負荷の状況等に係る国土交通省への届出が必要

償却資産に係る固定資産税の軽減措置

- 赤字企業を含めた中小企業の賃上げや前向きな投資を後押しするため、赤字黒字を問わず、一定の要件を満たした設備を対象に、設備投資に伴う負担を軽減する固定資産税の特例措置

【全体スキーム】



対象企業	市町村(※1)から先端設備等導入計画の認定を受け、かつ、資本金1億円以下等の税制上の要件を満たす中小企業		
計画認定要件	3～5年の計画期間における労働生産性が年平均3%以上向上する等、基本方針や市町村(※1)の導入促進基本計画に沿ったものであること		
対象設備等	設備の種類	最低価額要件	投資利益率要件
	①機械及び装置	160万円以上	投資利益率が年率5%以上の投資計画に記載された設備(認定経営革新等支援機関が確認)
	②測定工具及び検査工具	30万円以上	
	③器具備品	30万円以上	
	④建物附属設備	60万円以上	
特例措置	固定資産税(通常、評価額の1.4%) ・ 計画中に 3%以上の賃上げ表明 に関する記載あり ⇒ 5年間、 固定資産税を3/4軽減 ・ 計画中に 1.5%以上の賃上げ表明 に関する記載あり ⇒ 3年間、 固定資産税を1/2軽減 ※雇用者全体の給与が増加することを表明		
適用期限	2年間(2027年3月31日までに取得したもの)		

(※1)東京都特別区を含む

中小企業防災・減災投資促進税制

- 自然災害等への事前対策の強化を後押しするため、事業継続力強化計画等の認定を受け、取得した設備に対して取得価格の16%の特別償却が適用できる措置



【制度の概要】

- 対象者：2027年3月31日までに「事業継続力強化計画」等の認定を受けた中小企業者
- 税制措置：特別償却16%
- 対象設備：「事業継続力強化計画」等の認定を受けた日から1年以内に取得等をする以下の設備



減価償却資産の種類 (取得価額要件)	対象となるものの用途又は細目
機械及び装置 (100万円以上)	自家発電設備、浄水装置、揚水ポンプ、排水ポンプ、耐震・制震・免震装置等 (これらと同等に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。)
器具及び備品 (40万円以上)	全ての設備 ※これまで感染症対策のために取得等をするサーモグラフィ装置は対象外となる
建物附属設備 (60万円以上)	自家発電設備、キュービクル式高圧受電設備、変圧器、配電設備、電力供給自動制御システム、照明設備、無停電電源装置、貯水タンク、浄水装置、排水ポンプ、揚水ポンプ、格納式避難設備、止水板、耐震・制震・免震装置、架台(※1)、防水シャッター等 (これらと同等に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。) (※1) 架台については、対象設備をかさ上げするために取得等をするものに限る。

中小企業者等の法人税率の軽減措置

- 中小企業者等の法人税率について、年間800万円以下の所得金額に対する税率を19%から15%に軽減する措置

【特例の概要】

対象	本則税率		軽減税率
大法人（資本金1億円超の法人）	所得区分なし		—
中小法人（資本金1億円以下の法人）	年800万円超の所得金額	23.2%	—
	年800万円以下の所得金額	19%	15%
	〃 ※所得10億円以上の場合	19%	17%

＜参考＞ 中小法人における法人税率軽減措置の経緯

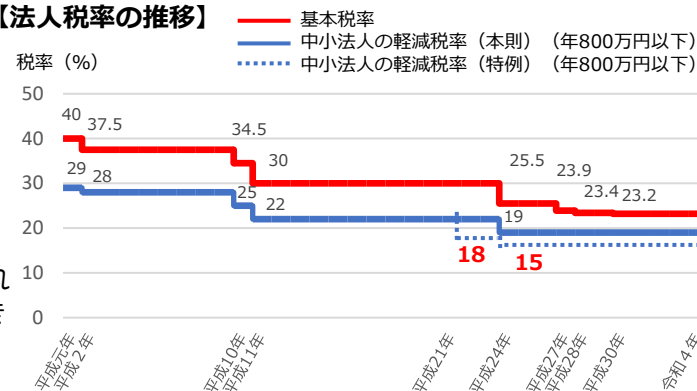
◆平成21年度税制改正（麻生内閣）

リーマン・ショックへの中小企業対策として中小法人に対する法人税率の軽減措置を導入（2年間の時限措置）。年800万円未満の所得金額について18%に軽減（本則22%）。
 ※2009年に参議院第一党だった民主党が11%に軽減する法案を提出したが、衆議院解散により廃案。

◆平成23年度税制改正（菅内閣）※民主党政権時

政府の最優先課題であったデフレ脱却と雇用拡大を図るための政策の一環として、期限切れを迎える上記軽減措置について、法人税率を18%（本則22%）から15%（同19%）に引き下げ（2012年4月1日から適用）。

【法人税率の推移】



令和7年度与党税制改正大綱

(2024年12月20日公表)

中小企業の800万円までの所得に適用される軽減税率の特例は、**リーマン・ショックの際の経済対策として講じられた時限措置**である。今般、賃上げや物価高への対応に直面している中小企業の状況を踏まえ、適用期限を2年延長するが、極めて所得が高い中小企業等については一定の見直しを行うとともに、**特例税率が設けられた経緯等を踏まえ、次の適用期限の到来時に改めて検討する。**

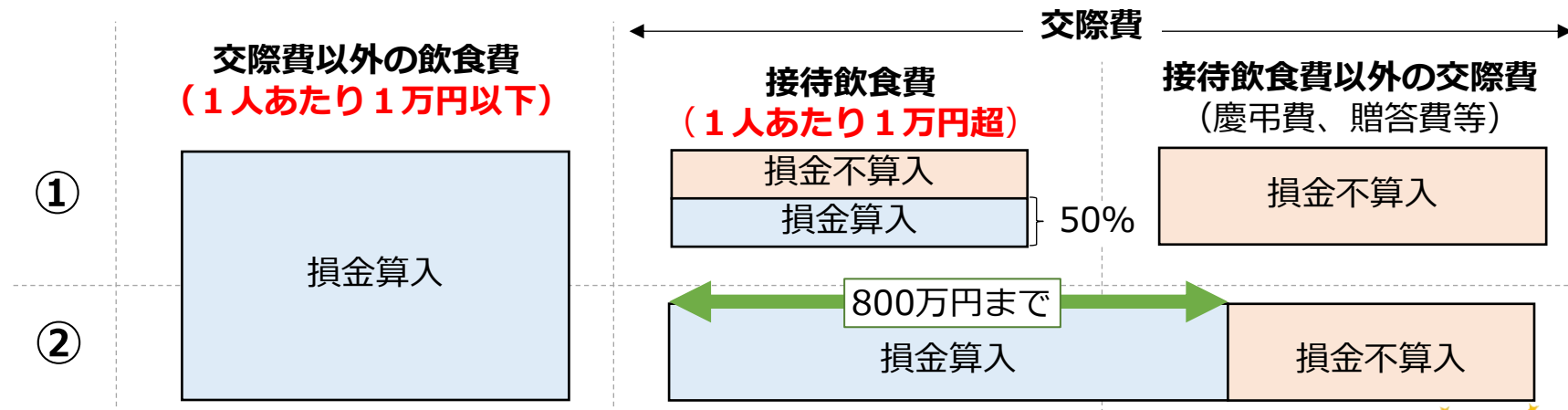
交際費課税の特例

- 中小企業において、交際費を800万円まで全額損金算入できる特例措置（下図②）
- また、令和6年度税制改正において、交際費から除外される飲食費（1回1人あたり）の上限額が1万円に引き上げられた

【制度概要】

（①②のどちらかを選択、大法人は①のみ適用可）

※「交際費等」とは、交際費、接待費、機密費その他の費用。得意先、仕入先その他事業に関係のある者等に対する、接待、供給、慰安、贈答その他これらに類する行為のための支出。



令和8年度与党税制改正大綱

(2025年12月19日公表)



交際費課税について、令和6年度税制改正において、損金不算入となる交際費等の範囲から除外される一定の飲食費に係る金額基準について、1人当たり5千円以下から1万円以下に引き上げた。**今後の交際費課税のあり方については、企業の設備投資や賃上げを強く推進する中、冗費や濫費の抑制といった交際費課税の趣旨や会議費の実態を踏まえ、適用期限の到来にあわせて令和9年度税制改正において見直しを検討する。**

消費税率引下げが行われた場合に想定される影響

① 価格転嫁を阻害

⇒ コスト上昇分を本体価格に転嫁した際、消費税率引下げ前の税込価格を上回ったり、価格を据え置いた場合に「税率が下がったのになぜ値上げ（据え置き）になったのか」とのクレームや客離れが起り得るため、飲食料品を扱う小売店の価格転嫁が阻害される

② B to Cの現場での事務負担増・混乱

⇒ レジの改修にとどまらず、価格表示（値札やカタログ・メニュー、注文端末の表示等）の変更やイートインとテイクアウトの厳格運用、またそれらに伴うクレーム対応、社員教育などの負担が発生

③ 飲食店の資金繰り等への影響

⇒ 食材等の仕入に係る仕入税額控除ができなくなるため、事業者自身が納める消費税額が増加することから、納付時の資金繰り管理がより一層重要となる

④ 飲食店の売上への影響

⇒ 店内飲食とテイクアウトで、税込販売価格の差が大きくなるため、特に、店内飲食を専門に行う店舗で売上が減少することが想定される



⑤ 食品を扱う多くの業種の資金繰りの悪化と消費税還付の発生に伴う混乱

⇒ 食品製造、卸売、小売、農家等で、仕入に係る消費税が還付されるまでの期間、資金繰りが悪化する
⇒ 消費税額の還付申告が大量に発生し、大きな混乱が生じる

⑥ 金利や為替への影響によるコスト増

⇒ 財政悪化懸念により金利上昇や円安が進み、仕入価格の上昇や支払利息の増加の恐れがある

⑦ システム更新等の追加コスト・DX化阻害

⇒ 頻繁に制度が変更されることで、システム更新等の追加費用が発生するほか、経理や決済に連動する各種システムの導入や改修が停滞し、企業のDX化を阻害する

消費税率引下げが行われた場合に想定される影響（具体例①）

① 価格転嫁を阻害

⇒ コスト上昇分を本体価格に転嫁した際に、税込価格が据置き・値上げとなると、クレームや客離れが懸念されるため、飲食料品を扱う小売店の価格転嫁を阻害する



材料や資材の仕入価格が上がっているから、利益は変わらないけど、本体価格を上げたいな...

<原価>
300円 ⇒ **360円**
価格転嫁
<本体価格>
800円 ⇒ **860円**

価格転嫁前
税率8%
お弁当
864円(税込)
(本体価格800円 + 8%)

価格転嫁後
税率1%
お弁当
869円(税込)
(本体価格860円 + 1%)

税率変更に合わせて
価格転嫁を実施

消費税率が下がったのに安くないのはおかしい!



コスト上昇分の価格転嫁を阻害！
消費者に誤解を与えないような対策が必要
(本体価格が分かるような価格表示等)



価格転嫁した結果、客離れが進むくらいなら、利益が減ったとしても本体価格を据え置こう...

② BtoCの現場での事務負担増・混乱

⇒ レジの改修にとどまらず、価格表示（値札やカタログ・メニュー、注文端末の表示等）の変更やイートインとテイクアウトの運用をめくり、客とのトラブルを招くなど、無用な混乱をきたす可能性がある



テイクアウト用注文端末の修正、贈答品のカタログギフト、食料品のパンフレット等の差替も必要に！！

テイクアウトの商品を店内で食べている人がいる！



イートインをめぐる客とのトラブルが懸念される！

消費税率引下げが行われた場合に想定される影響（具体例②）

⑤ 食品を扱う多くの業種の資金繰りの悪化と消費税還付の発生に伴う混乱

⇒食品を扱う多くの業種（食品製造、卸売、小売、農家等）で、売上に係る消費税はゼロの一方、**食品以外の資材や水道光熱費等は課税対象となることから、消費税がマイナスとなり還付が発生する**

<食品のサプライチェーン>



⇒消費税が還付されるまでの間、仕入のたびに仮払消費税が増加していくため、**資金繰りを悪化させる**

<仕入と売上のイメージ>

仕入		売上	
食材	500	売上	900
(食材に係る消費税 40 → 0)		(売上に係る消費税 72 → 0)	
資材・光熱費等	200	(※軽減税率8%→0%)	
(資材・光熱費等に係る消費税 20)			
仮払消費税	60 → 20	仮受消費税	72 → 0

支払った消費税が戻ってこない
資金繰りがどんどん圧迫されるなあ。

還付申告したいけど
したことないからわからないなあ。

簡易課税を選択していると
還付が受けられないのか。
本則課税に切り替えなきゃ
いけないなあ。

減税前納税額：72 (900×8%) - 60 (500×8% + 200×10%) = **12**

減税後納税額：**0** (900×0%) - **20** (500×0% + 200×10%) = **▲20**

還付が発生!!
すなわち資金繰りが悪化!!

 **日本商工会議所**

挑みつづける、変わらぬ意志で。

 **東京商工会議所**